地域振興作物・推奨作物支援事業実施要領

　　 (趣　旨)

　第１条　永平寺町内で作付された地域振興作物・推奨作物の消費拡大や面積拡大、栽培技術の向上、６次産業化等に取り組む農家や生産部会等に対し必要な支援と本町の園芸産地としての活性化に資する活動に対する支援を行うこととし、その交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則（平成18年２月13日規則第38号）および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和2年4月1日告示第62号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　 (事業の種類)

第２条 地域振興作物・推奨作物消費拡大事業につながる活動に対して助成する。

２ 地域振興作物・推奨作物の面積の拡大および栽培技術の向上を目的とする活動に対し助成する。

　３ 地域振興作物・推奨作物の６次産業化に取り組む農業者に対し助成する。

　 　(補助対象者)

　第３条　補助対象者は、認定農業者、生産部会等会員、集落生産組織とする。

(助成措置)

第４条　永平寺町は、毎年度、予算の範囲内において本事業を実施するために必要な経費について、別表１に定めるところにより補助するものとする。

(事業実施計画の提出および審査)

第５条　補助対象者は、地域振興作物・推奨作物支援事業実施計画書（以下「計画書」という。）を（様式第1号）町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった計画書を協議、審査し結果を通知するものとする。

(補助金交付申請の提出および審査)

第６条　補助対象者は、地域振興作物・推奨作物支援事業補助金交付申請書（様式第２号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった申請書を協議、審査し結果を通知する。

(事業実績報告の提出および審査)

第７条　補助対象者は、事業が完了したら速やかに地域振興作物・推奨作物支援事業補助金完了実績報告書(様式第３号)および補助金交付請求書(様式第４号)を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった実績報告書を協議、審査し、補助金を支払うものとする。

　　(その他)

第６条　この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則　この要領は令和２年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　種　目 | 具体的な事業内容（補助対象となる経費） | 補　助　率 |
| 地域振興・推奨作物消費拡大事業 | ・出展料・ブース料等・謝金（専門家・講師等）・その他必要と認められる経費 | 1/2以内上限　300千円 |
| 栽培面積拡大・加工業務取組事業 | ・施設・機械等の整備・その他必要と認められる経費 | 1/2以内上限　300千円 |
| ６次産業化支援事業 | ・施設・機械等の整備・その他必要と認められる経費 | １/２以内上限　300千円 |

対象作物　：たまねぎ・にんじん・ニンニク・スイートコーン・福井県大３号・れんげ米